

<特定保健用食品（規格基準型）>

特定保健用食品の許可件数が多い食品等科学的根拠が蓄積したものについて、新たに規格基準を作成し、薬事・食品衛生審議会における個別審査を省略し、新開発食品保健対策室において規格基準に適合していることを確認した上で許可を行うもの。

(規格基準の設定)

既許可の特保のうち、以下のスクリーニング基準を満たすものについて順次研究班で規格基準の作成を検討し、規格基準について薬事・食品衛生審議会で審議する。

- ①保健の用途の許可数が合計100件を超えている。
- ②関与成分の最初の許可から6年を経過している。
- ③複数の企業が当該保健の用途を持つ当該関与成分について許可を取得している。

(規格基準)

区分	関与成分	一日摂取目安量	表示できる保健の用途	摂取上の注意事項
I (食物繊維)	難消化性デキストリン (食物繊維として)	3g~8g	〇〇(関与成分)が含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかのゆるくなる場合があります。 多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取して下さい。
	ポリデキストロース (食物繊維として)	7g~8g		
	グアーガム分解物 (食物繊維として)	5g~12g		
II (オリゴ糖)	大豆オリゴ糖	2g~6g	〇〇(関与成分)が含まれておりビフィズス菌を増やして腸内の環境を良好に保つので、おなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかのゆるくなる場合があります。 多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取して下さい。
	フラクトオリゴ糖	3g~8g		
	乳糖オリゴ糖	2g~8g		
	ガラクトオリゴ糖	2g~5g		
	キシロオリゴ糖	1g~3g		
	イソマルトオリゴ糖	10g		